

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：30103

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13090

研究課題名(和文)複合的困難を抱えるDV被害母子の生活再建期における「積極的分離」

研究課題名(英文) The research of the single mother and the child of the DV damage who has conglomerate difficulty about the separation about the living reconstruction period

研究代表者

横山 登志子 (Yokoyama, Toshiko)

札幌学院大学・人文学部・教授

研究者番号：00295916

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、DV被害など複合的な困難を抱えた事例に対する生活再建期の支援において、母親と母子生活支援施設職員が一時的に母子分離にむけた判断を共有することができた過程を分析した。生活の「共同性」を社会的養護に委ね、あらたな「親密性」を作りなおすために、母子分離に積極的な意味づけを付与できる可能性を確認した。母親のSOSを肯定し「分離=母親失格」ではないというメッセージを繰り返し伝えるジェンダー視点を有した教育的支援の重要性が確認できた。

研究成果の概要(英文)：I argued about the support when I reconstruct in the life with the single mother and the child who had conglomerate difficulty such as the domestic violence damage running away from the violence. Specifically, it analyzed the process which carries on a dialog about the judgement that the mother and the child separate in the temporariness of the mother and the social workers. I could find the possibility that the positive defining can be given to the separation of the mother and the child as the conclusion of this research. It pointed out the importance which catches a SOS from the mother affirmatively and the importance of the message not to be a separation that a mother in disqualified.

研究分野：ソーシャルワーク/ソーシャルワーカーの経験的世界の質的研究

キーワード：社会福祉 ソーシャルワーク 母子 DV 母親規範 メンタルヘルス

## 1. 研究開始当初の背景

DV被害母子が暴力から逃れて安全な場所で生活を再建することは、それ自体が大きな一歩であるが、決して「解決」ではない。むしろ、仕事、家事、育児、司法対応を抱え、さまざまな問題が顔を出す時期でもある。母子の新たな生活(母子統合)にむけた支援が功を奏すればいいのだが、複合的な問題を抱える母子の場合には母子分離を判断せざるをえない事例も確実に存在する。しかし、我が国の児童福祉政策および母子及び寡婦福祉政策では、従来、子どもの福祉のために母子をユニットとして支援する政策をとってきており「母子分離」にはスティグマが伴いやすい。社会政策と社会規範の対応関係でいえば、近代家族を前提とした「家族規範」「母親規範」からの強い逸脱形としてとらえられる。また、DV研究は心理学的・社会的・社会福祉学的・フェミニズム的な観点から広範にわたるが、母子を対象を絞った研究は限定的であり、しかも生活再建期の「母子分離」事例の詳細な検討はほとんどないといっている。本研究は上記のような問題意識と背景によりDV被害母子の生活再建期に母子分離を選択した事例研究等を行った。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、複合的困難を抱えるDV被害母子の生活再建期において「積極的分離」の判断がどのようなプロセスでなされ、その意義は何かについて、明らかにすることである。具体的には、葛藤を含む判断のプロセス、判断に影響を与えることや関係者を検討する。これによって母子分離に伴うスティグマを乗り越える「積極的分離」という選択肢が検討しうることを示す。

積極的分離とは、子どもの福祉と母親役割を担う女性の福祉の両者を視野にいれて判断された母子分離のことを筆者が命名したものである。親子間の親密性を保持したまま、共同生活の枠組を社会的養護にゆだねる選択肢を意味する。

## 3. 研究の方法

本研究は、複合的困難を抱えるDV被害母子の生活再建期において「積極的分離」の判断がどのようなプロセスでなされたのかについて以下の方法で明らかにする。

ひとつは母子生活支援施設における該当事例の支援記録の分析と、職員へのグループ・インタビューを素材にした事例研究。加えて、同様の支援事例を経験した関係機関と研究者へのヒアリング。ふたつめに上記の事例で「母子分離」を決断した母親へのインタビュー調査である。

## 4. 研究成果

母子生活支援施設における支援事例のうち生活再建期において「積極的分離」となった事例について、上記のとおり支援記録、当

該事例の母親や職員らへのインタビュー、このテーマに関して見識を有する学識経験者へのヒアリング等を論文としてまとめた。以下がその結果である。

### (1) 事例概要と支援過程

Aさんは夫からの暴力から逃げてきた母子で、30歳代の母親である。3才児、4才児の女兒との3人家族である。Aさんは元夫からの暴力による支配のなか、二人の子を育てながら派遣の仕事が続けてきたが、ある日、夫からの激しい叱責と顔への暴力を受けたことから警察に助けを求め、その紹介で子どもを連れて緊急一時保護となった。数週間後には母親の希望もあり母子生活支援施設に入所となっている。

母親の成育歴には家族間の問題や生活困難がみられる。母親の実父(子どもから見ると母方祖父)は季節によって収入変動があり親戚から多額の借金をしていた。母親によると「父から母へのDVがあった」ということで日常的に身体的暴力があった。母親は施設入所当初、両親の話になるたび幾度も「父をうらんでいる」と話している。母親の実母(子どもから見ると母方祖母)は、もともと身体的に虚弱だったことに加え、DVの影響もあったためかうつ病も抱えており精神科病院に通院をしていたが母親が中学生の頃に亡くなっている。母親には兄がひとりいるが、母方祖父や母親との縁をほとんど切っている状態である。母親が施設入所した時点では、母方祖父は細々と仕事を続けながら一人で暮らしており、必要なことについての電話連絡は可能であった。

この事例は、約3年の支援を行ったが、最終的には母子分離となっている。しかし、母親と職員が母子分離にむけた判断を前向きに共有することができた点で意義深い事例であったためこの事例を紹介する。母子分離が決して支援の失敗ではないということを見ていきたい。以下では、入所後の支援過程を時期区分ごとにみていく。

施設入所後、裁判と並行した不安定な生活(2年2カ月)

入所当初には、すでに母親が子どもたちの暴言暴挙に打ちのめされた様子でカウンセラー面談を希望している。子どもたちが「はさみで切ってやる」「死んでしまえ」と言ってつばを吐くなどの行動がみられているためであった。その際、カウンセラーから子どもたちの否定的発言が不安の裏返しであること、脅しや不安を与える叱責を控えるよう助言し、母親も理解している。

母親は食事のしつけなど細かい点まで子どもたちに要求して叱責を行うため、子どもたちはそれぞれ互いの出方をみながら交代で母を困らせるような行動をとっていた。

子どもたちは保育園を転園し、母親は休職の手続きをとって新たな生活をはじめたが、

入所以来、緊張性頭痛や不眠、食欲不振もあったため入所後約2カ月して精神科クリニックを受診している(うつ病との診断)。

母子間では、入所当初からささいなこと(例えば夕食時、最初にごはんにふりかけをふってくれなかったなど)ですぐに再現される悪循環のパターンが日々繰り返されており、ほぼ毎日、朝と夜には近隣入所者宅にも聞こえる大きな怒鳴り声と子どもの泣声が続いていた。子どもたちは母親に「おまえ早くこっちはいい」「いいかげんにしろ」「今すぐだっししろ」などの要求をしており、DV被害の影響を疑わずにはいられない状況であった。

職員やカウンセラーはこのような混乱を極めた状況の自宅へ入り、母子間の仲介を行いながら食事・風呂等の生活面の生活介入を頻繁に行っている。職員やカウンセラーは母親の面談で、子どもたちが身につけた「相手をいいなりにしてもいい」という暗黙のルールにはノーを示すこと、母親のクールダウンの方法、子どもたちが上手にできている時の声のかけ方、母親の「自分の助け方」などを一緒に検討している。

しかし、生活介入が常態化していたためカウンセラーは一時的に子どもを施設に預ける選択肢もあることを母親に伝えている。母親は「子どもと離れるのだけはイヤ」「休みたいが、子どもと離れたくない。でも子どもを傷つけて自己嫌悪になる。どうしていいかわからない。私はここがなくなると頼る身内がないのでここにいたい」と述べ、なにかと理由をつけて面談予約を取りやめることが続いた。

しかし入所後約6カ月に、子どもの癩癩がいつもよりひどく、母親も事態をおさめるどころか強引にしかりつける事態が起こったため、職員らは「母親自身がギブアップできるための支援」を目指すことの確認にいたっている。

母親自身もこの頃、希死念慮があり休息の必要を感じており、精神科病院への入院を希望した。子どもたちは戸惑いながらもいやがることなくショートステイ先に行き、笑顔で遊んでいるなどの適応をみせたが、再び施設に戻った際には「なぜ行かなければならなかったのか」と強い怒りを母親に向けた。

状況の打開を目的として、施設から入院中に関係者会議(母親の弁護士、精神科病院関係者、母子生活支援施設の職員、ショートステイ先の児童養護施設職員、児童相談所職員)を提案し、開催されることになった。その場で、施設から母子一緒に生活が難しいことを主張し関係者には理解を得たが、実際に母子分離をすすめようとした主治医に対して母親が強い行動化によって意思表示を行った。そのため入院延長の後、結局は母子で施設に戻るようになった。母親は施設を「自分自身のより所」(代替不能な精神的居場所)と感じており、少なくとも養育権をめぐる調

停の決着がつくまでは入所継続をなによりも強く希望しており、児童相談所も介入には至らなかった。

しかし、予想されたように退院後も状況は改善せず、むしろ母親のかい離発作が頻発した。母親のかい離発作は状況反応やフラッシュバック<sup>1</sup>があると思われるが、意識を失ってその場で力なく倒れこみ、声かけをしても一定時間は反応がない状態で、大きな声での呼びかけや身体接触などを幾度も行うと意識を戻すというものである。施設内で倒れた場合には、その場で介抱したり時には通院先の精神科に連絡したりするなどの対応に追われたが、子どもたちの面前のこともあり、虐待通告の可能性について職員とカウンセラー間で現実味を帯びて検討されはじめた。これが入所後約1年の頃である。

母親が倒れた際の子どもたちは、当初は二人とも驚いて泣きじゃくっていたが、慣れてくると濡れタオルを母親のおでこに当てて職員を呼ぶという対応を学んでいる。二人とも、家以外の場で大きな問題はみられなかった。

このように母親の状態は不安定さを極めていたが、それでも日によって3人で映画を見たり、公園にいったり遊ぶなどもしていた。この時期、母親は再入院も母子分離も強く拒否し、子どもを「奪われる」ことはなんとしても避けたいと考えていた。母親であるということが存在を支えているかのようであり、子どもを社会的養護に託すことは「母親失格」を意味していた。

そのかわり職員のすすめにより子どもとの関係が良好だった母方祖父宅に子どもたちを外泊させ世話を依頼するということを定着させていった。職員は限界値を上げながら日々支援に入っており、職員もカウンセラーも方向性のみえない状況への危惧を強く感じていた。

入所約1年10か月には、裁判の結審が近づいており調停のたびに母親が消耗している様子がみられたが司法対応は都度こなし、入所後約2年2か月にやっと「ようやくこのために頑張ってきた」という離婚調停が成立し、大きな山を越え「放心状態」のような状態がみられている。

子の入学と母の復職にむけて限界が極まった時期(8か月)

この時期、母親はカウンセラーに「(子どもが)二人一度に(母親のところにくると気分が悪くなり、くねくねしている姿をみたら気持ちが悪くなりそう」などの言語化ができるようになってきている。一方、子ども達は癩癩時の激しさが依然継続していたため児童精神科を受診し、助言を受けている。子ども

<sup>1</sup> フラッシュバックとはなんらかの刺激やきっかけから、過去に体験した出来事を思い出したり、まさにその時の心理状況に陥ったりすること。

たちは母親がいると「手がむずむずする」と言っていた。

入所後約2年4か月、母親は復職にむけて動き出している。カウンセラーは、「死にたい」「つらい」「(暴れた子どもに対して)子どもを殺したくなる」などの強い言語化を受けとめつつ母親との面談を重ね、気持ちの整理や現実への対処の検討などを行っている。

一方、面談での強い言語化とは裏腹に日によっては穏やかな母子間のやりとりや、外出から笑顔で戻ってくるなどもみられ、面談での言動とのギャップが大きい時期でもあった。

また、母親は復職時期の目途がたったとはいえ、いずれは施設退所となることが施設外の関係者から時期とともに示され、大きなショックを受けている。加えて、上の子どもが卒園・入学を控えての緊張からか、暴れる場面が増えており、それに呼応して下の子どもも母親を蹴ったりすることがあり母のかい離発作が時にみられた。

母親が復職にむけて余裕がないため、子どもの行動化(SOS)が高まる可能性も推察され、職員らは常に母子分離の可能性を視野におくようになっていった。

#### 分離にむけての支援(1カ月)

この時期、母親はカウンセラーに「限界です」と力なく話し、復職にむけての職場への憤り、子どもたちへの対応に疲れていた。しかし他方で、子どもと離れる意思は固まっていなかった。

そのためカウンセラーと職員は、第3者(職員)の濃密な介入がないと母子の生活が困難であること、母親が限界を意思表示している今だからこそ分離にむけての好機ではないかと話し合っている。そして、よいタイミングで母親が決断できることが検討された。

「限界」SOSから約20日後、母親が子ども達に対して激しく退行状態となり、言うことをきかないで暴れている子どもたちに対して心理的恐怖を与えながら拒否し、夜は母方祖父宅に子どもたちを預ける一件があった。職員は、児童相談所と協議を行っているがこの段階では母親本人の意思がなければ介入しないという判断であったため、職員やカウンセラーはなんともいえないもどかしさを感じている。

他方、母親は「がけっぷち」と言いながらも復職を果たしている。母親の復職、長女の入学のストレスにより母子間の悪循環がいずれも極まっていることは明らかであったため、施設からの希望で、至急、児童相談所、ショートステイ先の児童養護施設との協議の場を持つこととなった。この場でようやく一時保護から施設入所にむけて対応することが共有され分離にむけての関係者間合意が固まった。

この合意を背景に、カウンセラーと職員は

退行ぎみの母親に対して、分離は子どもたちのために必要なことであること、お互いが安定した生活を取り戻すことが重要であることを以前にも増して繰り返し面談で伝え、母親は逡巡しながらも「こんな不安定な母親に育てられるのなら、児童相談所がいいのかもかもしれない」ともらすことになる。

数日後、いつものように食事やお風呂をめぐって子どもたちの対応に介入を求めた母親は、カウンセラーとの数時間にわたる面接の結果、「子どもたちのために」という理由で一時保護に同意した。職員はこの機を逃さず、すぐに児童相談所に対応を求め一時保護となった。決断直後の母親は大声で泣いていたが、一時保護に持っていくものを子どもたちに用意させるために自室へ戻り、カウンセラー同席のもと子ども達になぜ一時保護となったのかについて話をすることとなった。次女は泣きながらかばんに持っていくものを入れ、長女は目をうるませながらも母親を冷静に見ている様子がきわめて印象的であった。

#### 母子分離後

子どもたちを一時保護に入所させたあと、母親は仕事をなんとかこなしながら面会が許されないことへの怒りを出し、「施設に戻ってきて一緒に暮らす」と強く希望する言動が続いていた。

職員やカウンセラーは再統合に対しては否定的な対応をしたため、担当職員に「施設を出ていくから子どもを返して」「みんながうそをついた」とかなりの攻撃を向けている。

担当職員は、母親の最終的な判断を尊重した行動だったことを伝えて対峙すると、最終的にはシュンとしながらも納得している。そして、さまざまな葛藤や不安を抱えながらも「子どもたちのために」という母親としての視点を軸に新しい生活場所を決め、母親も退所となった。

退所後も職員らによる継続的なアフターケアが行われ、双方が安定した生活基盤を持つという当初の目的は概ね達せられた。母親のかい離発作や子どもたちの問題行動は減少している。

#### (2) 考察

##### 支援における困難点

支援経過のなかで確認できたことは、母子間の悪循環コミュニケーションによって次々と生じる問題や騒動のなかで、母子双方への否定的影響が徐々に明確になったことである。子の問題行動や、母親の精神的不調の頻度や波がひとつのサインであった。

加えて、司法対応や母親の復職、子どもの入学といった重大イベントを契機にその問題が拡大した。にもかかわらず、母は子どもと離れることには強い拒否感があった。

これは「親密性」に関する歪んだコミュニケーション・パターンが母子間に定着してい

たことに関係する。親密圏における支配と服従の関係性が、以前のDVを含む家族関係のなかで双方に身体化されていた。そして、子どもの問題行動の激しさや、母親の完ぺき主義的なしつけは、その時々での支配権をめぐる双方の日常的なやりとりだったといえる。加えて、母親のかい離発作や精神的不調は母親自身の生い立ちやDV被害から生じた複雑性PTSDの症状とみることもできる。

また、母子間のコミュニケーションにはサイクル性がみられた。「混乱の極み」から「なかったことにする」あるいは「謝って解決」して、短時間（短時間）「穏やかな親子」として過ごす。しかし、何かを契機に再び「親密性のなかでの支配」をめぐる「混乱の極み」へと入っていく。母子間の穏やかで楽しそうな表情や言葉に、職員やカウンセラーが分離をためらうこともあったのはそのせいである。

レノア・ウォーカー（1979 = 1997）はDVにはサイクルがあると述べ、「緊張の蓄積期」「暴力の爆発期」「ハネムーン期」が連鎖することを述べているが、この事例の母子間コミュニケーションにも似たようなサイクル性が見られた。

#### 分離にむけた支援

この支援事例では上記したような困難を抱えていたが、最終的に母親と職員が母子分離にむけた判断を共有することができた点で意義深い事例である。母親が自らの決断で子どもたちのために分離を決断するという局面は、今後のこの母子には重要な意味をもつと思われた。つまり、母親がこの状況に自ら向き合う好機にするためにも母親による決断を契機にする必要を職員らが感じていたからである。

加えて、子どもと暮らすという「共同性」を児童養護施設に委ね、あらたな「親密性」を作りなおす余地と時間が母子には必要に思われた。紆余曲折があり課題も多いが、母親と職員らが分離の決断を共有できた要因は以下の5点である。

第1に担当職員と母親の「疑似親子関係」ともいえる安定した信頼関係の存在である。早くに実母を失っていた母親は安定した情緒的な関係性を成育歴のなかで経験することはなかったと思われる。そのため、依存的になったり攻撃を向けることもあったが信頼関係が揺らぐことはなかった。この関係性がなければ母親とのさまざまな対峙は難しかった。

第2に職員全員による生活密着型の母子支援があったことである。職員は母子の生活における「その場、そのとき」に直接的に介入し、支援のぶれがないよう情報共有と検討がなされていた。特に子どもに対しては介入の都度やってはいけないことを明確に伝えること、気持ちの伝え方などの教育的な関わり、子どもの言い分を聞き取り代弁・仲介す

る関わり、男性職員をはじめ職員との安定した関係性の体験（適切な権威の体験）、他の学童との活発な遊び体験などが提供できるよう支援されていた。日々の生活における支援・介入がなにより重要であった。

第3に母親による分離決断を視野においた関係機関との土台づくりである。当初から関係機関との連携は頻繁になされていたが、必ずしも連携がスムーズではない状況もあった。しかし、支援経過の後半では施設側が分離を視野において関係機関への働きかけを積極的にとっていた。その結果、方向性が共有され最終的には母親の決断による分離を各関係機関がサポートできたといえる。

第4に生活の場のなかで母親と支援者が試行錯誤するプロセスがあったことである。入所後数か月の段階ですでに分離の可能性を視野においていたこの事例では、もっと早く分離介入があってもおかしくなかった。しかし、児童相談所の判断は施設入所者であったためか虐待介入の優先順位は高くなかった。そのため職員らが支援力を高めながら母親が自らSOSを出して分離を決断するタイミングを探る支援がなされた。

これは、アルコール臨床における「底つき」と共通する。「底つき」は、本人にとって重大な選択（例えば、生きるか死ぬかなど）に直面化することで本人の意思で状況や行動を変えるよう支援する方法で、問題を周りが肩代わりせず本人に問題をかえしていく（困る状況をつくっていく）ことである。もちろん、「底つき」を待つからといって何もしないではない。SOSができるような関係性の維持や、分離を視野に置いた肯定的なメッセージを繰り返し伝えている。

第5に母親のSOSを肯定する支援と「分離 = 母親失格」ではないというメッセージを繰り返したことである。担当職員とカウンセラーはこの点を幾度も共有しあい、分離を決断することは母親として失敗ではないこと、違う形で母親としての役割や責任を果たすことだと伝えた。母親規範が強かったこの事例の母親には簡単には伝わらなかったが、互いが安定した生活のなかで関係を作りなおすこと、復職して子どもの生活を経済的に支えること、働いている姿を子どもに見せ続けること、恋愛や趣味でセルフケアを行うことの重要性を伝えた。信田さよ子（2002 : 86）は多くのDV被害者・加害者のカウンセリングを行った経験から、被害者には心的外傷のケアが必要だと認めつつも、「あえて何より必要なことは《教育》であると主張したい」と述べている。ジェンダー視点を有した教育的な支援の重要性がこの事例においても確認できたといえる。

本事例は「複合的な問題」を抱えた事例として紹介したが、その問題とは、DV被害があったことに加え、母の生い立ちに影響を受けたと思われる対人関係や性格傾向、親族サポ

ートの希薄さと葛藤の存在、そして母子間の歪んだコミュニケーションと不適切な養育、母親の精神的不調や子どもの問題行動の激しさである。

職員らは、前述したように日常的な関わりのなかでの信頼関係の醸成、生活密着型の母子支援、関係機関との関係づくり、母親の意思を尊重したプロセス（過程）を重視した支援、母親へのエンパワメントを意識した支援を行った。

#### 課題として残ったこと

本事例は母親が自らの判断で分離を決断できたという点で意義深い事例であったが、そこに至るまでに約3年の期間を要したことは課題である。全力で支援したとはいえ子どもの成長発達面から考えると、もっと早く安定した養育環境を提供できた可能性はある。

時間を要した理由は、母親が「母親失格になりたくない。子どもを手放したくない」という強い意思を有していたこと、児童相談所が「介入の優先順位は低い」とみていたこと、そして施設が「母子一緒がベスト。そのために支援する」という考えから分離という選択肢には当初積極的ではなかったことがある。母親が子どもを手放すという経験は、本人にとっても職員にとっても相当に葛藤を含むといえる。

#### 事例からみえた社会構造的な問題

この事例から把握される社会構造的な問題として2点指摘しておきたい。

ひとつは、ジェンダー問題としてのDVである。親密な関係のなかに根付いた支配と服従の関係性は、生活再建期にある母子双方に否定的な影響を与え続けていた。しかし、この事例の母親は暴力の場から逃げてくる力があり、最終的に司法対応や復職なども果たす力を有していたことは特筆すべきことである。この点を見落としてはいけない。

しかし現時点で、DVに苦しむ被害者の多くがその力を同じように有するとはいえない。DV被害者支援には多様なエンパワメントを基本とする支援活動が必要であると同時に、ジェンダー視点を有する質の高い支援が必要である。これは子どもの支援にも直結する。また、この支援経過には直接に登場しなかったが、DVのもうひとりの当事者「不在の父親」の問題をどう考えればいいのかという問題がある。

二つ目は、「母親規範」の問い直しである。この母親は経済的に不安定な状況を強いられていた両親（DVあり）による偏った性別役割分業的な価値観のもとで育っている。母親の強固な「母親規範」が逆に母子を追い込み苦しめることがこの母親の経験にもみとることができる。母子分離には母親本人にも社会福祉関係者にも「母親役割の否定や失

敗」と映りやすい。

しかし、なんらかの理由で母親役割を適切に担うことが難しい状況に置かれる女性もあり、それは「失敗」や「母親失格」ではない。互いの最善の状況を求めて一時的に「共同生活」を社会的養護に委ね、あらたな「親密性」を作りなおす前向きな選択はもっと積極的にあってよいと考える。

一般的にみても現代の女性には「働くこと」と「ケア（育児／介護）すること」が高いレベルで同時的に求められる。母子家庭ともなれば負担はいやおうにも高まる。従来の性別役割分業に基づく「母親規範」「母親役割意識」を批判的に問い直すジェンダー視点、およびひとり親支援の強化が求められているといえるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

〔図書〕(計1件)

横山登志子編著、NHK出版、第15章「複合的な問題への実践 DV被害母子の生活再建支援」『社会福祉実践の理論と実際』2018年、231-250。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

横山 登志子 (Yokoyama Toshiko)

札幌学院大学・人文学部・教授

研究者番号：00295916

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし

##### (4) 研究協力者

なし